

參考資料 1

○加工食品品質表示基準

卷之三

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
加工食品	製造又は加工された飲食料品として別表1に掲げるものをいう。
賞味期限	定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。
消費期限	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い、安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

本条一部改正〔平成15年7月農水告1108号〕

(一)括表示專員

第三条 加工食品の品質に關し、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百八号）附則第六条第一項の規定に基づき、加工食品品質表示基準を次のように定め、同項の規定に基づき、告示する。

第1条 この基準は、加工食品(容器に入れ、又は包装されたものに限る)に適用する。

者等」という。)が加工食品の容器又は包装に一括して表示すべ

き事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1) 名称
 - (2) 原材料名
 - (3) 内容量
 - (4) 賞味期限
 - (5) 保存方法
 - (6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所
- 2 固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固形量の管理が困難なものを除く。）にあっては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、前項第3号に掲げる事項に代えて、固形量及び内容総量とする。ただし、内容総量については、固形量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためのものである場合は、この限りでない。
- 3 固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器又は包装に密封したものにあっては、製造業者等がその缶及び瓶以外の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項第3号に掲げる事項に代えて、固形量とすることができる。
- 4 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項第4号に掲げる事項に代えて、消費期限とする。

5 輸入品以外の別表2に掲げる加工食品（以下「対象加工食品」という。）にあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。

6 輸入品にあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原産国名とする。

7 第1項の規定にかかるらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあっては、同表の右欄に掲げる表示事項を省略することができる。

区	分	表示事項
容器又は包装の面積が30cm ² 以下であるもの	原材料名、賞味期限又は消費期限、保存方法及び原料原産地名	原材料が1種類のみであるもの（缶詰及び食肉製品を除く。）
内容量を外見上容易に識別できるもの（特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に掲げる特定商品を除く。）	内容量	品質の変化が極めて少ないものとして別表3に掲げるもの
	賞味期限及び保存方法	

常温で保存すること以外にその保存方法に 関し留意すべき特段の事項がないもの	保存方法
--	------

2項…一部改正〔平成12年12月農水告1630号〕、1・6項…一部改正〔平成15年7月農水告1108号〕、5項…追加・旧6項…一部改正し7項に繰下・旧5項…6項に繰下〔平成16年9月農水告1705号〕

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。ただし、別表4の左欄に掲げる加工食品以外のものにあっては、それぞ同表の右欄に掲げる規定により定められた名称を記載してはならない。

(2) 原材料名

使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）については、当該複合原材料の名称の次に括弧をして、当該複合原材料の原材料を当該複合原

材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満のとき又は複合原材料の原材料からその原材料が明らかになるとときは、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。
 イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。
 ウ アの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあっては、同表の右欄に掲げる名称をもって記載することができる。

区	分	名 称
食用油脂		「植物油」、「植物脂」若しくは「植物油脂」、「動物油」若しくは「動物脂」若しくは「動物油脂」又は「加工油」、「加工脂」若しくは「加工油脂」
でん粉		「でん粉」
魚類及び魚肉（特定の種類の魚類の名称を表示していない場合に限る。）		「魚」又は「魚肉」

家きん肉（食肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合に限る。）	「鳥肉」
無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖	「ぶどう糖」
ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	「異性化液糖」
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」
香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）に掲げる食品添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が2%以下のものに限る。）	「香辛料」又は「混合香辛料」

の規定により格付された有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）又は有機農産物加工食品（有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を記載することができる。

(3) 内容量

特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品については、計量法（平成4年法律第51号）の規定により表示することとし、その他にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 固形量

固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(5) 内容総量

内容総量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(6) 消費期限又は賞味期限

消費期限又は賞味期限を、次に定めるところにより記載すること。

工 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第14条又は第15条

ア 製造から消費期限又は賞味期限までの期間が3月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載すること。

(ア) 平成12年4月1日

(イ) 12. 4. 1

(ウ) 2000. 4. 1

(エ) 00. 4. 1

イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあっては、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 次の例のいずれかにより記載すること。ただし、b、c

又はdの場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載すること。

a 平成12年4月

b 12. 4

c 2000. 4

d 00. 4

(イ) (ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。

(7) 保存方法

製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」等と記載すること。

(8) 原料原産地名

対象加工食品にあっては、主な原材料（原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品（生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）で、かつ、当該割合が50%以上であるものをいう。以下同じ。）の原産地を、次に定めるところにより事実に即して記載すること。

ア 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

(ア) 農産物にあっては、都道府県名その他一般に知られている地名
(イ) 畜産物にあっては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
(ウ) 水産物にあっては、生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名

イ 輸入された水産物にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。

ウ 主な原材料の原産地が2以上ある場合にあっては、原材料

に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

正・3・4項…追加〔平成16年9月農水告1705号〕
(特色のある原材料等の表示)

エ 主な原材料の原産地が3以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。

オ 主な原材料の性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地をアからエまでの規定により記載することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をすること。

2 前条に規定する事項の表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。ただし、容器又は包装を

包装紙等で包装する場合又は紙箱等に入れる場合にあっては、包装紙等若しくは紙箱等に必要な表示をし、容器若しくは包装の表示が包装紙等若しくは紙箱等を透かして見えるようにし、又は包装紙等若しくは紙箱等で覆われないようにしてること。

3 対象加工食品にあっては主な原材料以外の原材料の原産地を、対象加工食品以外の加工食品にあっては原材料の原産地を第1項

第8号アからオまでの規定により記載することができる。この場合において、これらの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、前項の原材料の原産地の記載について準用する。この場合において、別記様式備考の6中「主な原材料名」とあるのは、「原材料名」と読み替えるものとする。

1項…一部改正〔平成12年12月農水告1630号・15年7月1108号〕、1項…一部改

第5条 特定の原産地のもの、有機農産物、有機農産物加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第4条第1項第8号及び第3項の規定により表示する場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。

ア 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合
オ 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合(この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を記載すること。)

2 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。

1項…一部改正〔平成16年9月農水告1705号〕
(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

別表 1 , 別表 2 省略

- (1) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (2) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるよう
な表示
- (3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表
示
- (4) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示
(別表5の左欄に掲げる加工食品について、同表の右欄に掲げ
る方法により表示する場合を除く。)

本条...一部改正〔平成13年9月農水告1336号・16年9月1705号〕

(その他加工食品の品質に関する表示に係る基準)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、製造業者等は、
加工食品の品質に關し表示する場合には、別に農林水産大臣が定
めることによらなければならない。

2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大
臣が法第19条の8第2項の規定に基づき定める品質に關する表示
の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるもの
とする。

参照 1項第2の「定め」 = 〈遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表
示基準第七条第一項及び生鮮食品品質表示基準第七条第一項の規定に基づ
く農林水産大臣の定める基準〉

別表3 (第3条関係)

- 1 でん粉
 - 2 チューアイソガム及び冷菓
 - 3 砂糖
 - 4 アイスクリーム類
 - 5 食塩及びうま味調味料
 - 6 飲料水及び清涼飲料水（ガラス瓶入りのもの（紙栓をついたものを除く。）又はポリエチレン製容器入りのものに限る。）並びに氷
- 旧別表2・繰下〔平成16年9月農水告1705号〕

別表4 (第4条関係)

加工食品	規 定
トマト加工品	トマト加工品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1632号）第4条第1項第1号
乾しいたけ	乾しいたけ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1633号）第4条第1号
にんじんジュース及びにんじんミックス	にんじんジュース及びにんじんミックス（農林水産省告示第1634号）第3条第1号

乾燥マッシュポテト	乾燥マッシュポテト品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1635号）第4条第1項第1号
さくらんぼ砂糖漬け	さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1638号）第4条第1項第1号
即席めん類	即席めん類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1641号）第4条第1項第1号
生タイプ即席めん	生タイプ即席めん品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1642号）第4条第1項第1号
マカロニ類	マカロニ類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1643号）第4条第1項第1号
凍豆腐	凍豆腐品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1645号）第4条第1項第1号
ハム類	ハム類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1647号）第4条第1項第1号
プレスハム	プレスハム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1648号）第4条第1項第1号

混合プレスハム	混合プレスハム品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1649号)第4条第1項第1号
ソーセージ	ソーセージ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1650号)第4条第1項第1号
混合ソーセージ	混合ソーセージ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1651号)第4条第1項第1号
ベーコン類	ベーコン類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1652号)第4条第1項第1号
アイスクリーム	アイスクリーム品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1654号)第4条第1項第1号
特殊包装かまぼこ類	特殊包装かまぼこ類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1656号)第4条第1項第1号
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1658号)第4条第1項第1号
削りぶし	削りぶし品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1659号)第4条第1項第1号

うに加工品	うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1660号)第4条第1項第1号
乾燥わかめ	乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1661号)第4条第1項第1号
塩蔵わかめ	塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1662号)第3条第1号
みそ	みそ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1664号)第3条第1号
しょりゅ	しょりゅ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1665号)第3条第1号
ウスターソース類	ウスターソース類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1666号)第3条第1号
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1667号)第3条第1号
食酢	食酢品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1668号)第4条第1項第1号

風味調味料	風味調味料品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1669号)第4条第1項
めん類等用つゆ	めん類等用つゆ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1670号)第4条第1項第1号
乾燥スープ	乾燥スープ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1671号)第4条第1項第1号
食用植物油脂	食用植物油脂品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1672号)第3条第1号
純製ラー油	純製ラー油品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1673号)第3条第1号
ショートニング	ショートニング品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1674号)第3条第1号
マーガリン類	マーガリン類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1675号)第4条第1項第1号
チルドハンバー グステーキ	チルドハンバーグステーキ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1677号)第4条第1項第1号

別表5 別記様式 省略

本表…全部改正〔平成12年12月農水告1630号〕、一部改正〔平成15年9月農水告1402号・16年7月1360号〕、旧別表3…繰下〔平成16年9月農水告1705号〕

チルドミート	チルドミート品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1678号)第4条第1項第1号
チルドぎょうざ	チルドぎょうざ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1679号)第4条第1項第1号